

第1章 計画策定にあたって

1 策定の背景及び趣旨

「食」は私たちの生命と健康を守り、心身ともに健やかな生活を営むうえで欠かすことができないものです。しかし、戦後、社会経済構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化を背景に、朝食の欠食などに代表される食生活の乱れや脂質の過剰摂取、野菜の摂取不足など栄養の偏りにより、肥満や生活習慣病の増加など健康への影響が生じてきているほか、家族や友人等と一緒に楽しく食卓を囲む機会も減少傾向にあります。

また、食生活をめぐる環境の変化に伴い、気候風土等と結びついた地域の伝統的な食文化が失われつつあります。

このような様々な問題点を解決するため、市民一人一人が食に関する正しい知識と的確な判断力を身に付け、消費者をはじめとして、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者及び行政等の全ての関係者が「食」の重要性を認識し、それぞれの立場で食の安全安心の確保及び食育の推進に取り組むため、「熊本市食の安全安心・食育推進計画」(平成20年3月制定)を策定しました。また、平成22年度には、中間年度として、市民アンケートの実施を行い、策定後3年間の取り組み成果を評価するとともに、その結果を踏まえて評価指標の見直し等を行いました。

この間の取り組みにより、食育の推進に関わるボランティアの増加、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加、また、家庭、学校、保育所等における食育の進展等、食育は着実に推進されてきましたが、生活習慣の乱れからくる糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をとるいわゆる「孤食」が依然として見受けられ、高齢者の栄養不足等、食をめぐる諸課題への対応の必要性が増しており、今後の食育の推進にあたっては、単なる周知にとどまらず、市民が食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深め生涯にわたって食育を推進することが必要です。

現行の推進計画が本年度で最終年度となることから、これまでの食育推進の成果と食をめぐる諸課題を踏まえ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第2次食の安全安心・食育推進計画を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、食品安全基本法及び食育基本法の趣旨・目的・基本理念を踏まえ、「食の安全・安心の確保」と「食育の推進」に関する総合的な計画です。

(1)本計画は、消費者をはじめとして、教育関係者、農林漁業関係者、食品関連事業者及び行政等、全ての関係者がそれぞれの役割に応じて連携・協働しながら、食の安全・安心の確保および食育の推進に取り組むための基本指針とします。

- (2)本計画は、食品安全基本法第7条に基づく、地方公共団体における施策展開の方向性を定めるとともに、食品衛生法第24条に基づく、熊本市食品衛生監視指導計画の基本的な方針と位置づけます。
- (3)本計画は、国が示した第2次食育推進基本計画を踏まえ作成を行い、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。
- (4)本計画は、熊本市総合計画の個別計画とします。
- (5)本計画は、食に関する総合的な計画とし、健康増進計画に基づき策定される「第2次熊本市健康くまもと21基本計画」をはじめ、本市における関連計画との整合性を図ります。

3 計画の期間

本計画は、食を取り巻くさまざまな課題に対処するため、可能な限りの具体的な数値目標・方策を定めるものであり、計画期間は、第6次総合計画等の終期に併せて、平成25年度から平成30年度までの6年間とし、成果指標の状況を考慮しながら見直しを行います。

ただし、社会情勢の変化や市民に大きく影響を与える新たな重要課題等が生じ、計画の変更が必要になった場合には、適宜必要な見直しを行います。

4 本市における関連計画との関係

本計画は、本市の関連計画と調和を図りながら実施するものとします。



5 計画の基本的な考え方

本計画は、生産者から消費に至る全ての関係者が「食」の重要性を認識し、食の安全・安心の確保および食育の推進に積極的に取り組むため、次の事項を基本として、施策の展開を図ります。

(1)食の安全・安心の確保

本計画は、食品を摂取することによる健康被害を未然に防止し、食品に対する市民の信頼を回復し市民が安心して食生活を営むことを目的に、①生産から消費に至るまでの食品衛生の確保、②食品の安全性確保のための体制整備、③食の安全に関する情報の共有と相互理解の推進を行います。

(2)食育の推進

本計画は、食育を通して、生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができる社会の実現を目的に、①全ての市民の食育への理解の促進、②健全な食生活が実現できる環境整備、③市民運動としての食育の推進、④「くまもとらしさ」を活かした食育を推進し、食と環境の調和を図り、生産者と消費者の交流促進に貢献していきます。

第2次計画においては、本市がこれまで取り組んできた基本的な取り組み方針を継続するとともに、国が示した第2次食育推進基本計画において示された「周知」から「実践」の視点も持ちながら食育に関する取り組みを推進します。

また、取り組みにあたっては、国の「食育ガイド」等の活用も図りながら、①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進、②生活習慣病の予防および改善につながる食育の推進、③家庭における「共食」を通じた子どもへの食育の推進の取り組みを充実します。

(資料)イメージツリー

6 計画の体系

(資料)計画の体系

7 成果指標

次の指標は、現行計画における取り組みを評価するための指標と目標値を設定した成果指標です。これらについて、アンケート調査や事務事業評価等により検証した結果です。

・ 食の安全性・安心感に関する指標

《成果指標》

項目	H19 (直近年)	H22 (中間)	H24年 アンケート	目標	H19 → H24	
① 「残留農薬」について不安を感じる市民の割合	63.0%	63.7%	55.7%	50.0%	+	
② 「食品添加物」について不安を感じる市民の割合	76.0%	69.6%	63.3%	65.0%	達成	
③ 「食品の不正(偽装)表示」について不安を感じる市民の割合	52.5%	62.8%	51.6%	40.0%	+	
④ 「輸入食品」について不安を感じる市民の割合	68.7%	68.4%	65.2%	55.0%	+	
⑦ 食品の安全性について不安を感じる市民の割合	77.2%	78.0%	70.0%	65.0%	+	

・ 市民の意識行動に関する指標

《成果指標》

項目	H19 (直近年)	H22 (中間)	H24年 アンケート	目標	H19 → H24	
⑤ 食品の安全性や食品衛生に関する活動に参加している市民の割合	9.6%	11.0%	8.9%	15.0%	-	
⑥ 食品を購入するたびに表示を確認している市民の割合	46.7%	36.2%	40.2%	55.0%	-	
⑧ 食事・食品等に関する知識や情報を公的機関から得ている市民の割合	5.8%	6.2%	5.4%	10.0%	-	
⑨ 食品の安全性に関する知識があると思う市民の割合	49.7%	52.7%	49.6%	60.0%	0	
《準じる指標》						
食品の安全性や食品衛生活動に参加したことがある市民の割合	9.6%	11.0%	8.9%	15.0%	-	

・食育に関する資料

項目		H19(直近年)	24年 アンケート	目標	
I 「市民自らが育む食」への理解と健全な食生活の実践	① 食事のとき「楽しい」と感じる市民の割合	73.7%	78.1%	80%	+
	② 1週間あたりの朝食の欠食率	小学5年生 1.2% 中学2年生 2.9% 20歳代男性 30.5% 30歳代女性 21.9%	0.9 2.0 29.4 29.4	0% 0% 15% 15%	+
	③ 食育に関する活動や行動をしている市民の割合	男性 21.2% 女性 35.0%	18.2% 32.2%	25% 45%	-
	④ 「内臓脂肪症候群」を認知している市民の割合	20歳以上 76.6%	81.9%	85.0%	+
	⑤ 肥満度20%以上の児童の割合	小学生 7.5% 中学生 9.1%	6.8% 7.7%	7.0% 7.5%	
	⑥ 保育所における食育に関する計画の策定割合	公立 40% 私立 16.7%	* 100% 91%	100% 100%	+
	⑦ 幼稚園における食育に関する計画の策定割合	公立 0% 私立	100% 80%	100% 80%	達成
	⑧ 小・中学校における食育に関する計画の策定割合	小学校 100% 中学校 100%	100% 100%	100% 100%	達成
	⑨ 親子料理教室等健康づくり活動へ参加したことがある市民の割合		22.6%	19.4%	-
II 健全な食環境活用を備え実践する	⑩ 食事バランスガイドを参考にした食生活を実践する市民の割合	20歳以上 27.1%	29.1%	40%	+
	⑪ 日本型食生活を実践している市民の割合		81.5%	80.4%	-
	⑫ 食育に関する活動や行動をしている市民の割合		29.3%	26.0%	-
	⑬ 食育推進に関するボランティア数		560人	1208人	+
	⑭ 飲食店で栄養成分表示を見たことがある市民の割合		56.3%	54.3%	-
III 食動育とし市民推進の実践	⑮ 食育に関心がある市民の割合	20歳以上 76.0%	73.4%	90%	-
	⑯ 食生活面で「くまもとらしさ」を感じたことのある市民の割合		58.0%	52.9%	-
IV くまもとの自然環境と食文化にさした食育の推進	⑰ 生産者と消費者が近く交流しやすいと感じている市民の割合		24.5%	24.5%	-
	⑱ 学校農園や休耕田等を活用した栽培活動を実施している小・中学校の割合	小学校 98% 中学校 54.1%	* 100% 100%	100% 100%	達成
	⑲ 「地産地消」を認知している市民の割合		57.9%	69.9%	65%
	⑳ 学校給食における地元産物を使用する割合		28品目	39品目	43品目
	㉑ 家庭での食事に郷土料理等を取り入れている市民の割合		63.9%	49.2%	-
	㉒ 市民1人1日当たりのごみ排出量		1,215	* 976g	956g
	㉓ ごみを少なくするため「買いすぎ」「作りすぎ」をしないよう心がけをしている市民の割合		67.0%	69.9%	75%
	㉔ バイオマスを知っている市民の割合		23.0%	34.4%	30%
	㉕ 熊本市の良質な水がおいしさの基になっていると思う市民の割合		65.7%	80.8%	85.0%

※H23年度実績